

議案第 46 号

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 10 月 1 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市医療福祉費支給条例の一部を改正する条例

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）」を「児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）」に改め、同項第 3 号中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）」に改め、同条第 4 項中「児童手当法施行令」を「旧児童手当法施行令」に改め、同条第 6 項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」を「旧特別児童扶養手当法施行令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条第 1 項第 1 号及び同条第 4 項

の規定は令和6年6月1日から、同条第1項第3号及び同条第6項の規定は令和6年8月1日から適用する。

(提案理由)

児童手当法及び特別児童扶養手当法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第4条の2（略）</p> <p>（医療福祉費及び外来自己負担費の支給制限）</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費及び外来自己負担費（以下「医療福祉費等」という。）は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの場合は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第184号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧児童手当法施行令」という。）</u>第1条に定める額（以下「妊産婦本人基準額」という。）以上である場合又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）若しくはその者の配偶者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 重度心身障害者等にあつては、申請日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、<u>児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「旧特別児童扶養手当法施行令」という。）</u>第2条第</p>	<p>第1条—第4条の2（略）</p> <p>（医療福祉費及び外来自己負担費の支給制限）</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、医療福祉費及び外来自己負担費（以下「医療福祉費等」という。）は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。</p> <p>(1) 妊産婦にあつては、妊娠の届出日において、その者若しくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得（妊娠の届出日の属する月が1月から6月までの場合は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、<u>児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）</u></p> <hr/> <p>第1条に定める額（以下「妊産婦本人基準額」という。）以上である場合又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）若しくはその者の配偶者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が1,000万円以上である場合</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 重度心身障害者等にあつては、申請日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令</u></p> <hr/> <p>第2条第</p>

1 項に定める額に53万3,000円を加えた額（以下「重度心身障害者等本人基準額」という。）以上である場合又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて同条第2項に定める額（以下「重度心身障害者等扶養義務者等基準額」という。）以上である場合

2・3 （略）

4 妊産婦本人基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例による。

5 （略）

6 重度心身障害者等本人基準額及び重度心身障害者等扶養義務者等基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、旧特別児童扶養手当法施行令 _____ 第5条の規定の例による。

第6条 （以下略）

1 項に定める額に53万3,000円を加えた額（以下「重度心身障害者等本人基準額」という。）以上である場合又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて同条第2項に定める額（以下「重度心身障害者等扶養義務者等基準額」という。）以上である場合

2・3 （略）

4 妊産婦本人基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令 第2条及び第3条の規定の例による。

5 （略）

6 重度心身障害者等本人基準額及び重度心身障害者等扶養義務者等基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定の例による。

第6条 （以下略）